

租税特別措置の政策評価の実施に関するガイドライン骨子（素案）

I 前文

租税特別措置の政策評価の必要性等について、税制改正大綱に示された租税特別措置の見直しの考え方を踏まえ記述。

II 評価の方法

1 評価の対象

(1) 事前評価

事前評価の義務付け対象を定める政策評価法施行令の規定内容についての補足説明を記述。

(2) 事後評価

事後評価の実施について定める基本方針の内容についての補足説明を記述。

2 評価の単位

税制改正作業において、評価結果が有用な情報として活用できるようにするため、評価の単位は、原則として、個々の税制改正要望の単位に対応させることを記述。

3 分析及び評価の内容

事前評価及び事後評価に共通する前提として、以下の事項がある。

- ・ 分析の対象とする期間の設定
- ・ 租税特別措置の費用としては、減収額と捉えること。
- ・ 事前評価における費用及び効果の推計に当たっては、租税特別措置がない場合に生じると予測される状況をベースラインとして設定し、これとの比較を行う必要があること。

(1) 事前評価の基本的要素（評価書において明らかにすべきこと）

【新設の場合】

- ア 新設しようとする租税特別措置の名称、内容、適用期間
- イ 分析の対象とする期間
- ウ 適用対象者数（対象件数）、適用額・減収額の見込み
- エ 租税特別措置を講じることにより実現しようとする政策目的
 - ・ 上位の政策の内容及び根拠規定等（法令又は閣議決定上の位置付け）
- オ 租税特別措置に係る達成すべき目標
- カ 租税特別措置に係る達成すべき目標の測定指標
 - ・ 上位の政策の政策目的と租税特別措置に係る測定指標との関係も説明。

(以下、評価の観点ないし着眼点)

キ 租税特別措置の必要性

- ・ 租税特別措置の新設を要する政策課題(上位の政策)とは何かを説明。
- ・ 上位の政策が、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明。
- ・ 租税特別措置に係る目標の達成が政策課題の解決にどのように寄与するかを説明。

ク 租税特別措置の効率性及び有効性

- ・ 費用(適用見込額)の定量的把握、算定根拠
- ・ 租税特別措置によりどのような効果が得られ、政策課題の解決にどのように寄与するかについて、可能な限り定量的、具体的に説明。
- ・ 費用と効果の比較、ベースライン(租税特別措置を講じない場合の将来の見込み)との比較について説明。

ケ 租税特別措置の相当性

- ・ 補助金、規制等の他の政策手段でなく、租税特別措置によることが最適であるかを説明。
- ・ 他の政策手段と併せて租税特別措置を講じようとする場合は、適切な役割分担となっているかを説明。

(地方税の場合(国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。))

- ・ 地方公共団体が関与して施策を行っていく必要があるかを説明。

【拡充・延長の場合】

ア 拡充又は延長しようとする租税特別措置の名称、内容、適用期間、創設年度、改正経緯

イ 分析の対象とする期間

ウ 適用対象者数(対象件数)、適用額・減収額の実績・見込み

エ 租税特別措置を講じることにより実現しようとする政策目的

- ・ 上位の政策の内容及び根拠規定等(法令又は閣議決定上の位置付け)

オ 租税特別措置に係る達成すべき目標

カ 租税特別措置に係る達成すべき目標の測定指標

- ・ 上位の政策の政策目的と租税特別措置に係る測定指標との関係も要説明。

(以下、評価の観点ないし着眼点)

キ 租税特別措置の必要性

- ・ 租税特別措置の拡充又は延長を要する政策課題(上位の政策)とは何か。既に解決されていないかを説明。
- ・ 上位の政策が、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明。
- ・ 租税特別措置に係る目標の達成が政策課題の解決にどのように寄与

するかを説明。

ク 租税特別措置の効率性及び有効性

- ・ 費用（適用実績・見込額）の定量的把握、算定根拠
- ・ 租税特別措置によりどのような効果が得られ、上位の政策課題の解決にどのように寄与するかについて、可能な限り定量的、具体的に説明。（実績・見込み）
- ・ 費用と効果の比較（実績・見込み）、見込みについてはベースラインとの比較について説明。

ケ 租税特別措置の相当性

- ・ 補助金、規制等の他の政策手段でなく、租税特別措置によることが最適であるかを説明。
- ・ 他の政策手段と併せて租税特別措置を講じようとする場合は、適切な役割分担となっているかを説明。
（地方税の場合（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。））
- ・ 地方公共団体が関与して施策を行っていく必要があるかを説明。

(2) 事後評価の基本的要素（評価書において明らかにすべきこと）

ア 租税特別措置の名称、内容、適用期間、創設年度、改正経緯

イ 分析対象期間

ウ 適用対象者数（対象件数）、適用額・減収額の実績

エ 租税特別措置を講じることにより実現しようとする政策目的

- ・ 上位の政策の内容及び根拠規定等（法令又は閣議決定上の位置付け）

オ 租税特別措置に係る達成すべき目標

カ 租税特別措置に係る達成すべき目標の測定指標

- ・ 上位の政策の政策目的と租税特別措置に係る測定指標との関係も要説明。

（以下、評価の観点ないし着眼点）

キ 租税特別措置の必要性

- ・ 租税特別措置によるべき政策課題（上位の政策）とは何か。既に解決されていないかを説明。
- ・ 上位の政策が、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明。
- ・ 租税特別措置に係る目標の達成が政策課題の解決にどのように寄与するかを説明。

ク 租税特別措置の効率性及び有効性

- ・ 費用（適用実績）の定量的把握、算定根拠
- ・ 租税特別措置によりどのような効果が得られ、上位の政策課題の解決にどのように寄与したかについて、可能な限り定量的、具体的に記述。（実績）
- ・ 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていない

いかを説明。

- ・ 費用と効果の比較（実績）

ケ 租税特別措置の相当性

- ・ 補助金、規制等の他の政策手段でなく、租税特別措置によることが最適であるかを説明。
- ・ 他の政策手段と併せて租税特別措置を講じようとする場合は、適切な役割分担となっているかを説明。

（地方税の場合（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）

- ・ 地方公共団体が関与して施策を行っていく必要があるかを説明。

コ 評価を踏まえた対処方針

4 評価書の記載事項（様式の統一）

租税特別措置に係る評価が横並びで比較検証できるよう、上記3の評価の要素を踏まえ、評価書の記載事項を統一することとし、具体的な様式を示す。

5 評価の実施、公表の時期

(1) 事前評価

事前評価については、新設又は拡充・延長しようとする場合、各府省における意思決定（税制改正要望に係る省議決定の前など）の前に実施し、毎年8月末までに評価書を公表する。

(2) 事後評価

事後評価については、既存の租税特別措置についてどの程度のサイクルで評価を実施するかとの論点があるところ、これについては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3～5年に1回は評価を行うことを原則とする。

この原則に沿って、政策評価の基本計画において、事後評価の対象として計画的に位置づけるものとする。その際、10年以上にわたって存続している租特から順に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に実施する。

6 その他留意すべき事項

評価手法の充実の取組など必要な事項を記述。

以上

（別添）

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
 - 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。